

## 回 答 書

工事番号及び工事名 令和元年度 三下松修第10号  
松阪浄化センター汚泥濃縮調質装置分解整備工事  
工事期間 契約締結日から令和2年3月25日まで

上記工事について下記のとおり質問がありましたので回答します。

令和元年10月17日

質問事項
1. 専任を要しない工事の技術者配置条件 ・工場製作期間と現地施工期間の技術者は、異なる者を配置することは可能でしょうか。

回 答
可能です。

質問事項
2. 専任を要しない工事の技術者配置条件 ・工場製作期間の技術者が兼任できる件数は、異なる浄化センターの場合は制限を設けていないと解釈してよろしいでしょうか。

回 答
専任を要しない工事の場合、工場製作期間は異なる浄化センターであっても技術者が兼任できる件数に制限を設けておりません。

質問事項
3. 現場代理人の配置条件 ・工場製作期間は、他の発注する工事について兼任することは可能でしょうか。 ・工場製作期間は、一次下請の主任技術者、現場代理人に従事している者を配置することは可能でしょうか。

回 答
公社として兼任は可能です。他の発注する工事における兼任については、その発注者が判断することになります。